

平成28年度

第4回千葉市農業委員会農業振興部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農業振興部会議事録

平成28年10月28日千葉市農業委員会農業振興部会長 伊原 茂久は、平成28年度第4回農業振興部会を、千葉中央コミュニティセンター2階28会議室に招集した。

<会議に付した議事>

日程第1 議事録署名人の選任について

日程第2 議案第1号 農業委員、農地利用最適化推進委員の募集要項について

<出席委員> (17名中15名)

1番 中村 公江	2番 齋藤 元治
4番 浅川 政明	5番 花島 豊勇
6番 近藤 千鶴子	7番 市原 孝
8番 安井 誠一	9番 長谷川 政美
10番 植草 隆晴	11番 田中和 夫(農業振興部会長職務代理者)
13番 小川 正義	14番 石井 一也
15番 伊原 茂久(農業振興部会長)	16番 小川 友安
17番 西郡 高夫	

<欠席委員> (2名)

3番 野崎 好知	12番 小川 政二
----------	-----------

<事務局説明員> (6名)

事務局長 朝生 智明	次長 岡本 茂之
次長補佐 堀 明德	農業振興班長 小川 剛
主査補 中澤 和美	主事 神子 直也

<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p style="text-align: right;">(開会：午後3時)</p> <p>ただいまから、平成28年度第4回農業振興部会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、17名中15名ですので会議は成立しております。</p> <p>日程第1「議事録署名人の選任について」でございますが、慣例により、議席番号順とさせていただきます。</p> <p>それでは、私より指名させていただきます。</p> <p>議席番号13番 小川 正義 委員 議席番号14番 石井 一也 委員</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2「議案第1号 農業委員、農地利用最適化推進委員の募集要項について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>朝生事務局長</p>	<p>事務局長の朝生でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号 農業委員、農地利用最適化推進委員の募集要項について、説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料、右肩上に1から4と記載した4種類の資料について、順番に説明させていただきます。</p> <p>始めに1の資料ですが、農業委員並びに農地利用最適化推進委員につきましては、来年7月20日から新たに選挙ではない選任の方にご就任いただくわけですが、これにつきましては3月の中旬から4月中旬に募集を行うこととなります。</p> <p>これは、議会の承認が必要となることから、6月に第2回市議会定例会が開催されますので、その議会にお諮りして承認をいただくこととなります。そして、7月19日で任期が満了する農業委員に替わりまして、新しい農業委員を7月20日に任命することとなります。逆算していきますと、3月の中旬から4月中旬の一か月間募集を行う形となります。</p> <p>そのためには、今回が初めてのことなので、事前に農業者の皆様、農業団体の皆様に周知をはかる必要がありますので、年明け早々にはポスター・チラシ等を配布したりしますので、11月29日の総会にお諮りするという事で募集要項等を決定していきたいと思っておりますので、先ず始めにこの資料1を用いて骨子につい</p>

て触れさせていただきます。

ご承知のように、農業委員及び農地利用最適化推進委員については、今回の法改正で募集の仕方とかも基本的には法律で全て定められています。従って、ここに記したものは法律に沿ってやらなければならないものを書いてあります。

始めに応募資格ですが、農業委員及び農地利用最適化推進委員ともに農業に関する識見があり、最適化の推進とかを進めていただける方ということ以外は、要件はございません。従って、従前のように農業従事要件とか、選挙ということで年齢制限がありましたけれども、全てなくなりましたので選考の過程でどうするかは別として、応募はどなたでもできます。

それから、募集時期は農業委員及び農地利用最適化推進委員は、同時に募集します。というのは、農地利用最適化推進委員の任期は、基本的には農業委員の任期と同じと法律に定められておりますことから、農業委員と農地利用最適化推進委員は同時に募集します。

そして、併願可と書いてありますけれども、同じ方が二つの種類の委員に両方応募することができます。これも法律で決まっております。

また、農地利用最適化推進委員については、地域を指定して募集しますけれども推進委員の方については、複数の区域に応募することが出来ます。例えば、土気のあたりを応募し、菅田のあたりも応募することが可能です。

それから、応募状況の公表ですけれども、これも法律で定められておまして、1か月の募集期間の丁度中間、2週間経過したあたりで速やかに応募している方の氏名、農業経営の状況等について、応募書類の住所以外の項目については、全てホームページで公開していくということが定められております。

そして、応募が終わった段階でも最終的にこの方々が応募しているということを公表することとされています。先ほど申しましたとおり、住所以外の項目を全て公表することとなりますので、多分、国の方では中間時点でまだこのくらい的人数で、こういった方々であるという状況を見て、応募する方を期待してのことだと思います。

それから、広報・啓発ですけれども、とにかく農業委員17名、農地利用最適化推進委員23名が集まらなければ議会にもお出し

できません。定数を欠けた人数での議会承認はできないとされていますので、募集期間を延長してでもやっを行かなければなりません。

そのためにも、市政だより1月15日号と農業委員会だより臨時の募集特集号を1月早々に発行します。それと、ホームページ、ポスター・チラシ等によって皆様に広報していくのと併せて、地域での説明会を何か所かで開催していきたいと思っております。

実際の細かい業務内容については、募集要項には最低限記しますけれども、色々な疑問・質問等があるかと思っておりますので、説明会開催時にお答えしていきたいと思っております。

応募書類についても法律等で定められておりますが、氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況並びに認定農業者であるかどうか、また、応募の理由等を記していただくこととなっております。

選考についてですが、選考委員会を市の内部に設けることとしており、関係部課長で構成します。例えば農業委員会の事務局長、次長、若しくは、市側の然るべき関係部署の部長、課長の5名ないし6名程度の他の一般的な選考委員会と同程度の構成とします。選考方法として、評価方法については点数制とし、書類及び面接の100点満点で審査してまいります。

裏面にスケジュールを記載しておりますが、一行目が今日の農業振興部会での説明となり、次に総会が11月下旬となっておりますが日程が確定しましたので、ご報告します。11月29日に総会を開催し、募集要項等をお諮りいたします。総会で決まったことについて、早速12月からポスター等の印刷を始め、説明会の準備を進め、1月上旬には報道機関に対する記者発表を行うとともに市政だより等による広報に努めます。

約2か月間広報して3月中旬、ここでは仮に15日としておりますが募集を開始し、4月の初旬に中間時の応募状況を公表し、4月中旬に募集を締め切り、最終の応募状況を公表します。

早速、応募書類の内容を事務局で点検し、5月上旬には第1回の選考委員会を開き、経歴や志望動機等に関する書類審査を実施します。5月中旬には第2回の選考委員会を開催して、面接を行ってまいります。

5月の下旬には、市として農業委員の候補者を決定したうえで、6月開催の議会に議案を提出します。

それから、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会総会での議決事項となりますので、6月下旬の農業委員会総会に農地利用最適化推進委員候補者の議案を提出し、現農業委員の皆様方に決定していただくこととなります。

そして、新しい農業委員は市長任命となっていることから、7月20日に市長から任命をされます。その後、新しい農業委員の下、総会を開催し、現農業委員に決定していただいた農地利用最適化推進委員を委嘱し、直ぐその後に研修会を行い、早速ご活躍いただくこととなります。

今、概要だけをご説明いたしましたが、資料2をご覧ください。農地利用最適化推進委員の募集要項になります。

この農地利用最適化推進委員募集要項を配布し、応募いただくこととなります。

始めに、募集人数ですが23人です。この23人の担当区域が先月決定いただきましたこの表に記載してあります区域となっております。2頁目の真ん中にある任期ですが、農業委員会が委嘱する日から農業委員の任期が満了する平成32年7月19日までの約3年間となっております。

身分については、千葉市の特別職の非常勤職員で、今の農業委員と同じとなっております。それから、職務の内容ですが、農地等の利用の最適化、つまり担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消であったり、新規参入の促進であったりします。それ以外に、農地利用最適化推進委員同士の連携を図るため2か月に1回程度の会議に出席できる方として、ご応募いただけます。

次に、委員報酬ですが月額4万円ということで、今年の第1回市議会定例会で決定しています。参考までに政令市で既に決定しているところや県内の近隣市町で、ほぼ4万円前後となっています。

7番目に応募資格ですが、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有している方。応募できない方は、破産の関係で復権していない方と、禁固以上の刑に今も処せられている方です。

続いて、推薦・応募の手続きですが、今回から法律によって定められている応募方法は、農業者等の個人が推薦する場合は様式第1号、法人又は団体が推薦する場合は様式第2号、本人が自ら応募する場合は様式第3号となっています。様式については、ホ

ホームページからもダウンロードできるようにしますが、農業委員の選任に関して本来の所管は農業委員会ではなく、農業委員の選任は市長が行うことから農政課になります。ですから、ここに記載してありますが、書類の配布先は農政課と農政センター、そして農業委員会事務局となっています。

9番目として、推薦又は応募の重複についてですが、同一の方が複数の担当地区で推薦を受けたり、自分で応募することができます。ただし、複数の担当地区の推進委員を兼ねることはできません。

次に、同一の方が農地利用最適化推進委員と農業委員の両方に推薦を受けたり、応募することができます。ただし、両方の委員を兼ねることはできません。

4頁目ですが、受付期間は3月中旬から4月中旬までということで、実際、日にちが確定しましたら日にちを記載します。それから、市役所の窓口の時間ですが、午前8時30分から午後5時30分と決まっていますので、窓口へ直接お持ちいただき提出いただく場合と、郵送で期日までに必着でも構いません。

次に、選考方法についてですが、選考委員会を設置して提出された書類をもとに選考を行い、書類選考を通過された方に対しては面接を5月中旬から下旬の平日の日中を予定していますということをお知らせしている部分です。

そして、書類選考の結果及び面接の日程については、5月上旬に、最終的な23人に残られた方については、7月下旬に推薦を受けた方、推薦をした方、若しくは応募した方に郵送で確実に通知します。

それから、今回から法律の規定によりまして推薦・応募された方の情報を公開することとなっていますので、14番目として予めご承知おきくださいということをお記しています。

次に、左肩に様式第1号と記載している頁をご覧ください。こちらは、個人が推薦する場合の様式となっています。記載する内容として、推薦を受ける方の氏名、職業、生年月日、性別、住所、電話番号、経歴、農業経営の状況、それから先ほど申し上げましたとおり複数区域を応募できますので、複数希望する方は希望する順に区域番号を記入していただきます。それから様式第1号に限ったことですが、推薦されたことに関して出るといふことの理由と、その下に200字程度で例えば志望動機などを記入していた

だく欄となっています。その下に推薦をする者の状況を記入していただきます。さらに、農業委員にも推薦するかどうかを記入し、また、農業委員にも推薦する場合には第一希望がどちらなのかを記していただきます。以上が、個人が推薦する場合の内容です。

次の様式第2号は、会社であるとか団体が推薦する場合です。

第3号様式は、自分で応募する場合のものです。

続いて、右肩3の資料をご覧ください。千葉県農地利用最適化推進委員の選任等に関する要綱です。

当然ながら、法律に基づいて市役所としてやって行く業務ですので、一つずつ規則化していくことが必要でして、全国的にもこのような形で行われています。推進委員を選任し、委嘱することについての決まりを定めるものです。手続きに関して、法律では細かく書かれていないことを定めてあります。こちらですとちょっと解り辛いので、右肩4の資料をご覧ください。

こちらは、要綱の要点を解り易くまとめたものになります。

2の要綱の主な内容ですが、担当区域は1から23の地区があり、推進委員は1担当区域に1人を委嘱して、合わせて23人になりますということです。

(2)で推薦、募集の手続きということで、応募の仕方により3種類の様式がありますということになります。

イでは、3種類の様式に記入いただく項目を記しています。

(3)では、推薦・応募状況の公表ということで、推薦・応募の期間は概ね1か月間であること。それから、応募状況を公表することを記しています。公表すること自体は、法律で定められています。

(4)の選考委員会ですが、基本的には先ほど申しあげましたとおり市の内部職員で構成します。農業委員については、農業委員会会長は選考委員となることはできませんが、農地利用最適化推進委員の選考に関しては、農業委員会会長は選考委員となることができます。ただし、ご本人が関係している場合は、その時は退席いただくこととなります。これは案ですが、選考委員として事務局長、農政部長、農政課長、人事課長とかを考えております。

それから、推進委員の選任についてですが、選考委員会から候補者案の報告を受けた農業委員会が推進委員を決定することとなります。

最後にスケジュールを記載してありますが、先ほどのスケジュー

<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>ールの方が細かく記載してございますので、そちらを参考にしていただきたいと思えます。</p> <p>何れにいたしましてもかなり今回法改正されており、私どもの募集要項案として、次の総会にお諮りして12月から準備に入れるようにしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p> <p>事務局より丁寧な説明がございました。質問等ございましたらお願いいたします。中村委員。</p>
<p>中 村 委 員</p>	<p>今、農地利用最適化推進委員に関しては推薦に係る説明がありました。農業委員については団体からの推薦に係る様式は無いのでしょうか。それから、実際に改選されたところでは、筆記する部分について、どの様なテーマで、何文字ぐらいであったのか、情報がありますか。</p>
<p>朝 生 事 務 局 長</p>	<p>1点目についてですが、農業委員については農業委員会が所管するのではなく市長事務となりますので、今日資料をご用意できておりませんが、基本的にはこれとほぼ同じです。ただし、農地利用最適化推進委員との相違点は農業委員には地域の概念がないだけで、応募の仕方は全く同じになります。本人が自分で応募するか、誰かがあの人がいいと推薦するか。推薦する人が個人なのか、団体・法人が行うかの3種類となります。推薦をもらえないとダメだということはありません。</p> <p>それから、2点目についてですが、他市でのやり方ですが採用試験と同じことで、中々教えていただけないのが実情です。</p> <p>ただ、基本的には農地利用最適化推進委員として地域をまとめていけるような力がありそうなのか、どんな思いがあるのか、どんな熱意があるのか、どんなアイデアがあるのかみたいなものを書いていただくようになります。</p>
<p>中 村 委 員</p>	<p>ほかの自治体で具体的に公表されたところの傾向なりがありましたら、お話しいただけますか。</p>
<p>朝 生 事 務 局 長</p>	<p>具体的に、採用する側の望むものは学術的なものを望んでいるわけではありませんので、農業委員或いは農地利用最適化推進委</p>

	<p>員として、相応しいと解るような志望動機についてですね、例えば、今課題と思っている事とか、農業の現場で困っている事とかですね。</p>
<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>ほかにございますか。長谷川委員。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>応募申込書に農業経営の状況欄がありますが、従事日数を記載するところがありませんが、農業に従事していなかった場合はどうなるのですか。従事していないと、この欄は空白のままとなりますが、選考の過程でどうするのですか。</p>
<p>朝生事務局長</p>	<p>皆様の場合、応募者になられる場合もあると思われまので、試験問題となるような事柄や合格の配点とかは、申し訳ございませんがこの場でお話しすることができません。</p>
<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>ほかにございますか。他にないようですので、意見がないようですので、原案のとおり総会に提出したいと存じます。 なお、部会案の決定については、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 異議なしの声あり ——</p>
<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>それでは、私にご一任願います。 なお、お手元の資料は回収いたしますので、ご協力お願いいたします。 続きまして、事務局より改正農業委員会法のポイントについて説明があるとのことですので。 関係資料の配布をお願いします。</p>
<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>資料の配布が終わったようなので、「改正農業委員会法の主なポイント」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>朝生事務局長</p>	<p>それでは、追加で配布いたしました資料5の「改正農業委員会法の主なポイント」をご覧ください。 全国農業会議所の方から、改めて改正農業委員会法について周</p>

知くさいとのことでしたので、釈迦に説法ではないですがご報告させていただきます。

(1) 目的ですが、そもそもの目的が変わってしまいまして、今までは農業者の地位向上を目指しておりましたが、法律が変わり農業の健全な発展という形となり、農業振興に法律の色合いが大きく変更になりました。

(3) で業務の重点化ということで、第6条の2項に農地利用最適化の推進に関する事務ということで、法定化されました。

(4) で農業委員会の意見の公表が位置付けられ、以前の建議に代わりましてより強いものとなっており、関係行政機関に対して農業委員会から、農地利用の最適化に係る施策の改善について具体的な意見を提出しなければならないと、規定されております。ここについては、今年4月から適用になっております。今年4月から適用になっていない事項は、農業委員の任期が満了していない市町村が、任期満了となった時には選挙での選出ではありませんということです。基本的には4月から適用となっておりますので、以前の建議に代わり意見書を作り、提出することとなります。関係行政機関は、提出された意見書の意見を十分に考慮しなければならないとされています。

(5) は農業委員の選出方法の変更について、(6) は農地利用最適化推進委員の新設、3頁の下に農業委員と推進委員の関係について記載されております。何れにしましても、農業委員と推進委員が十分な連携をもって進めるようになっております。

4頁に農業委員会ネットワーク機構とありますが、県農業会議の位置付けが農業委員会ネットワーク機構と全国的になっています。名称だけが従前の農業会議として残っているだけで、大きな改正となっています。

次頁、中段の改正農業委員会法附則の適用については、下の方の表に記されておりますが、基本的には28年4月1日から法律が施行されている中で、農業委員の任期によって異なりますが当該条文の切り替えに十分注意するようとのことでした。

7頁をご覧くださいと、全国農業会議所会長から7月29日付けで発出された文書です。「農業委員会の適切な新制度への移行について」と今後の対応についてという文書が出されています。

通知ポイントの1番目が、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにすること。候補者の掘り起こしの結果として、定数を超

える候補者が集まった場合には、透明なプロセスで選考を行い、選出した理由についても公表しなさいということ。

2番目として、女性・若者の任命についてですが、法律の本文で年齢構成と男女の比率については、著しい偏りが無いように定められました。女性・若者に推薦・応募に応じるよう積極的に働きかけを行うこと。そして、募集した結果、女性や若者からの十分な数の候補者が出なかった場合には、募集期間を延長し、個別の働きかけを行うなど工夫すること等が記されています。

次の頁、募集期間の考え方ですが、おおむね1か月ということを実際に守ってくださいということです。その期間が確実に24日以上と書いてありますが、問い合わせたところ、おおむねとは一般的な社会通念上8割を指しているということで、つまり1か月の8割だから24日となるそうです。

9頁からは最適化推進委員の業務について、メモということで記されています。

10頁には、推進委員の重点活動として位置づけられている事項です。①人・農地プランや地域の農業者等との話し合いを進めること。②農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進すること。③遊休農地の発生防止・解消していくため、農地中間管理機構と連携していくこととなっております。

それから、11頁からの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の参考例についてですが、具体的な参考例は13頁からになります。

来年、新しい農業委員に切り替わった時、速やかに市民から意見を頂き年内中に策定しなければなりません。従って、今の農業委員において、草案を作成しておく必要があります。13頁の下の表をご覧くださいますと、遊休農地の解消目標について、現状、3年後、平成35年の農地面積、遊休農地面積、及びその割合の目標値を定めること。次の頁には、具体的な取組手法について記す必要があります。同じように担い手への農地集積について、現状、3年後、平成35年の農地面積、集積面積、及びその割合の目標値を定めます。次の頁にありますように、①人・農地プランの作成・見直し、②農地中間管理機構との連携について、③農地の利用調整と利用権設定について、具体的な取り組みについて記す必要があります。16頁には、新規参入の促進について、同様

<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>に現状、3年後、平成35年の新規参入者個人の数と個人が取得した面積、法人が新たに参入した数、その法人が取得した面積の目標を定め。その目標達成に向けた取り組みとして、新規就農フェアに参加するとか、企業参入の推進について積極的に取り組むとかを定めます。</p> <p>次の頁からは、具体的な活動計画例となっています。それぞれの農業委員会が目標達成に向けた計画を市民に公表していくこととなっております。</p> <p>こちらの資料はお持ち帰りいただき、お時間があるときにご覧いただきたいと思います。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>特段ないようですので、以上をもちまして平成28年度第4回農業振興部会を閉会いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(閉会：午後4時20分)</p>
--------------------------	--